補本公示第２５－１号
２７．１０．６

契約希望業者募集要項の変更

（公募実施権者）
分任支出負担行為担当官
海上自衛隊補給本部管理部長
村　越　靖　晃

補本公示第２５号（２７．３．３１）で公示した契約希望業者募集要項について、下記のとおり変更します。

記

１　調達品目等
「平成２７年度　海自造修整備補給システムの造修整備用器材現状調査（通信電子の部）」を
「平成２７年度　造修整備用器材現状調査（通信電子の部）」
に改める。

３　応募方法及び資料の提出等
（３）提出期間の終期を
「平成２７年　５月　８日（金）」から
「平成２７年１０月１４日（火）」
に改める。

補本公示第２５号
２７．３．３１

海自造修整備補給システムの造修整備用器材現状調査（通信電子の部）の契約希望業者募集要項

（公募実施権者）
分任支出負担行為担当官
海上自衛隊補給本部管理部長
村　越　靖　晃

海自造修整備補給システムの造修整備用器材現状調査（通信電子の部）の契約について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出してください。

記

１　調達品目等

平成２７年度　海自造修整備補給システムの造修整備用器材現状調査（通信電子の部）

２　公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予決令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３）分任支出負担行為担当官又は防衛省としての指名停止等の処置を受けている期間中の者でないこと。

（４）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者

（５）平成２５年度、２６年度、２７年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」の競争参加資格を有している者又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等である者

（６）本事業の実施に必要な次の知識、技術及び能力を有する技術者を従事させる

体制を有している者であること。

ア　海上自衛隊の電子機器記号付与基準の内容を理解するとともに、計測器の使用方法に関連する武器の概要を理解していること。

イ　搭載武器重量表、生産明細書、取扱説明書、取扱説明書及び物品管理簿等を理解するとともに、海上自衛隊が実施する計測器の校正検定要領を理解していること。

ウ　海上自衛隊における艦船搭載武器の乗員整備及び造修整備に精通していること。

（７）情報保証に関する社内管理体制が整備されている者であること。

（８）本事業に必要な技術、知識等の教育体制が整備されている者であること。

（９）本事業を効率的かつ効果的に実施できる技術を有している者であること。

(10) 本事業の遂行に必要な工程管理及び精度の保証ができ、保全に関する能力を有する技術者を所要数従事させる体制を有する者であること。

(11) 本事業の一部を下請負業者に委託させる場合は、業務に応じて第６号から第１０号の条件を満たす者であること。

(12) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し、又は加入し、若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。

３　応募方法及び資料の提出等

（１）応募方法

応募する者は、別紙様式に示す「参加表明書」及び次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を添付し、２部提出しなければならない。

（２）技術資料

次に示す項目について、提出するものとする。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、過去５年以内に提出した技術資料の内容と変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで次に示す資料の提出を省略することができる。複数年度にわたる通年公募の場合、１年を基準として応募時に提出した技術資料の変更の有無について書面で提出する。

また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

ア　競争参加資格に係る資格審査結果通知書（写し）

イ　過去に受注した実績を有する場合は、受注実績一覧表及び契約書（請書を含む。）の写し。（直近の過去５年間における最新の５件。５件に満たない場

合は該当の全件とする。）（別紙のとおり。）

ウ　当該請負契約の受注に対応可能な人員規模、人員構成が分かる書類等

エ　業務技術者が、海上自衛隊艦船造修整備等の諸規則及び艦船の乗員整備等の業務内容を理解し、専門性を有することを証明できるような書類等

オ　当該請負契約の受注に際し、情報保証に関する社内管理体制が整備されていることを証明できるような書類等

カ　下請業者に業務の一部を委託する場合は、下請（予定）企業一覧表

（３）提出期間

平成２７年３月３１日（火）～平成２７年５月８日（金）

なお、上記の期間にかかわらず、新たに体制、設備が整った場合は応募することができる。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

（４）提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前８時３０分から午後５時１５分まで。ただし、正午から午後１時までの時間を除く。

（５）提出先

海上自衛隊補給本部管理部契約課審査係

〒１１４‐８５６５

東京都北区十条台一丁目５－７０

０３-３９０８-５１２１（内線５６６５）

４　技術資料の審査等

技術資料の提出者は、海上自衛隊補給本部等の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。

５　審査結果の通知等

資格審査資料及び技術資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては審査合格の通知を、適当と認められなかった者に対しては審査不合格の通知を行う。

６　疑義の申立

（１）審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査結果の通知を受理した日の翌日から起算して５日以内に書面をもって申し立てることができる。

ア　窓口：第３項第５号に同じ。

イ　時間：直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前８時３０分から午後５時１５分まで。ただし、正午から午後１時までの時間を除

く。

（２）契約担当官等は、疑義について説明を求められた場合は、疑義の申立の書面を受理した日の翌日から起算して５日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

（３）疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から３日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から３日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

７　公募に当たっての留意事項

（１）応募者は、応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。

ア　提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

イ　正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ　審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

エ　資料等の作成及び提出、説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

オ　提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ　提出書類は、他の目的に使用しない。

キ　提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

ク　当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

（２）資料等の提出に当たっては、製本等、過剰な編てつ等は不要とする。

（３）調達品目の仕様に関する問合せを、補給本部管理部契約課審査係に行うことができる。

別紙

受　注　実　績　一　覧　表

会社名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

番号	契約年度	契約件名	契約年月日（履行期限）	契約機関名	契約番号

＊ 過去５年間における受注実績を契約年度順に記載する。

別紙様式

○○．○○．○○

海上自衛隊補給本部管理部長　　殿

○○○○○○㈱

代表取締役社長　○○　○○

参　加　表　明　書

補本公示第○○号（○○．○○．○○）について、下記のとおり応募します。

記

番号	名　　称
1	平成２７年度　海自造修整備補給システムの造修整備用器材現状調査（通信電子の部）

添付書類：提出審査資料